

武蔵野美術大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1929（昭和4）年に吉祥寺に設立された帝国美術学校を前身とし、1947（昭和22）年に造型美術学園と、翌1948（昭和23）年に武蔵野美術学校と校名変更を重ね、1961（昭和36）年に現在の鷹の台キャンパスを開設し、1962（昭和37）年に武蔵野美術大学として発足した。発祥の地である吉祥寺には、現在は吉祥寺校として通信教育課程事務局があり、新宿には、通信教育課程の週末スクーリングのためのサテライト教室を備えている。

開設時は造形学部のみであったが、1973（昭和48）年に大学院造形研究科修士課程を開設し、2002（平成14）年には、生涯学習とリカレント教育という明確な方針のもとに造形学部の通信教育課程を開設した。また2004（平成16）年には、大学院造形研究科に造形領域を高度かつ横断的に教育研究を目指す博士後期課程を開設し、現在に至っている。

貴大学の基本理念は、高等教育機関として適切な目的を設定するためのよりどころとして明確な形では示されていない。しかし「教養ある美術家の養成」「真に人間的自由に達する美術教育」を特徴とする理念の存在は確認できる。美術やデザインについて、専門的技術のみならず総合的な人間形成をもって成るものとする理念である。これにもとづく大学や大学院の目的・教育目標が各学則第1条に規定され、教育目標などは、大学案内などの刊行物やホームページを通じて公開され、一般への周知が図られている。ただし、大学においては学部・学科ごとに、大学院においては研究科または専攻ごとに、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確に学則に定め公表するという各設置基準改正への対応が遅れている。

高等教育機関としての諸活動に関しては、国際交流活動が活発であり、図書館の蔵書や学術資料の収蔵状況、特に民俗資料館の資料収蔵も充実しているなど、教育研究の環境としては好ましい。しかしながら大学院の課程においては、論文審査基準を明確化する課題など、今後解決すべき研究指導上の問題を抱えているが、高等教育機関

としてさらに高次に発展するための貴大学の組織的な取り組みが期待されるところである。

二 自己点検・評価の体制

教育・研究水準を維持・向上させるための自己点検・評価に関しては、以前から「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」を定め、「自己点検・評価委員会」を設置し、恒常的な点検・評価を実施してきているが、大学の改善・改革に向けての取り組みとして十分に有効であったとは認め難い。固有の組織を整備して評価の手續・方法を確立するなど、評価結果を改善・改革に向けて生かすためのシステム作りについて、組織としての取り組みが遅れている。ただし、自己点検・評価結果の妥当性については、今後本協会を通じて検証することにしており、この点は適正な対処と認めることができる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

造形学部 11 学科、同学部通信教育課程、大学院造形研究科修士課程 2 専攻、同研究科博士後期課程 1 専攻という教育研究組織に加え、美術資料図書館、研究支援センター、学外交流・国際交流のための部署などの諸組織が整備されている。これらの組織による内外の他大学などとの交流、学術資料の収集・整備などの活動が活発に進められている。ただし大学の基本理念との照合という観点から全体を総合的に眺めたときの組織の過不足の状況や、各組織間の教育研究上の機能連携といった相互関係などは、必ずしも明らかとは言えない。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

造形学部

「教養を有する美術家養成」に表される教育目標に即し、文化総合科目、造形総合科目、学科別科目の 3 区分を用意し、教養から専門までを包括する教育課程になっている。また高・大の接続についても、教養、言語、身体、造形の各文化について学ぶ「文化総合科目」および各造形領域について全学生が学ぶ「造形総合科目Ⅰ類」を履修させることにより、対応できている。教養科目である「文化総合科目Ⅰ類」に開設されている外国語科目はかなり充実しており、「同Ⅱ類」においても演習・実技科目を 16 単位修得することが要件として定められ、総合的な能力の育成に努めている。ただし、専門科目が整備されているのに対し、教養科目では、芸術文化系と外国語の科目にウェイトが高く、教育課程の編成面で検討の余地がある。

造形研究科

造形研究科の理念は、修士課程は広い視野に立つ専門的な人材育成であり、博士後期課程はその上に隣接分野の研究や学術研究を身につけ、総合的芸術能力を養うところにある。学部教育の専門性を高めることを主要な目的としている修士課程では2専攻14コースを設定しており、領域横断的な教育を目指す博士後期課程が1専攻としている。

貴大学院規則には、人材の養成に関する目的および教育研究上の明示化が不十分であり、修士課程において教育課程の体系性に関する検討が遅れている点は、改善が望まれる。

(2) 教育方法等

造形学部

入学時・進級時の履修指導は組織的に行われており、ガイドブックも充実している。年間履修登録単位数の上限は総枠としては設定されていないが、従来問題のあった文化総合科目の履修に関して2008（平成20）年度より16単位の上限を設け、過重な履修登録をなくすよう改善された。成績評価に関する学生の疑義に答える「成績疑義照会制度」は有意義な制度として活用され、またシラバスも書式は整っており、記述の精粗も少なく、良質である。

ただし、成績評価基準に関しては現行の参考作品の提示と教員によるコメント以外に、より標準化されたものをあらかじめ学生に明示して周知を図る必要がある。そのためにも芸術教育にふさわしい成績評価基準の開発が望まれる。また授業評価アンケートは研究室ごとに行われており、全学統一形式では行われていない。芸術教育の特殊性を考慮しながら、授業評価アンケートの結果の組織的な有効活用が課題といえる。内容・項目を精選したファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会の継続と、GPA制度の導入の検討、およびオフィスアワーの設置も望まれる。

造形研究科

入学時・進級時の履修指導は、シラバスに基づくオリエンテーションなどにより、行われている。授業や研究指導においては、複数教員担当制、講評審査公開、外部講師の講評参加などが実施されており、総合的な教育・研究の指導体制としてはおおむね整っている。博士後期課程の研究紀要の発刊は、学生の目的意識を明確にする効果がある。学外での作品公表や、教員の研究集会への学生の参加も、専門性の獲得の好機となっている。博士後期課程の留学生に対し、論文執筆の際に、日本語指導を特別に行う体制も整っている。

ただしFD活動に関する試みが、必ずしも十分ではない。またシラバスに記載の不

備がみられる。

(3) 教育研究交流

国際交流に関して方針が明示はされていないが、学部教育と大学院教育の間に矛盾のない国際交流を重視する姿勢を持っており、実践的活動が活発に進められている。海外の多くの大学などと交流協定を結び、学生・教員の交流・交換、資料や作品の交換、国際会議・展覧会の開催、訪問教授の特別授業（対談・ライブ）などの事業を行っている。また実務担当の部署である「国際交流留学生課」も設けられており、安定的に運営されている。

私費・国費留学生および外国人研究者の受け入れ数も、国際交流の活発さを具体的に示しているといえる。今後は、国際交流に関する基本方針を明示し、諸活動をより統合的に進めていくことが望まれる。

なお、国内交流に関しては、早稲田大学との授業の交換、近隣の5大学との間での授業や情報の交換を目的とした「多摩アカデミックコンソーシアム」に参画している。

(4) 学位授与・課程修了の認定

大学院規則に修了要件に関する記載はあるが、学位授与方針ならびに学位授与基準については、文書による明確な公表はなされていない。しかしながら、博士後期課程の論文審査については、『武蔵野美術大学大学院造形研究科博士後期課程運営の手引き』において、複数の教員による審査体制などが記載されており、論文審査の適正化を図っている。また、修士の学位論文審査については、修士論文の審査基準もなく、博士論文の審査に準じて実施されている。研究科の理念・目的に照合した、学位授与・修了認定システムの形成に努力していることが認められる。

ただし、博士論文審査において、大学院における研究指導の資格を有していない学部教員が、委員として審査を担当させることを可能としている面が、制度上認められたので、改善の必要がある。

また、学位論文審査および最終試験の合格判定基準を修士課程、博士後期課程ともに確立し、学生に対して事前に明示する必要がある。

(5) 通信制大学・大学院等

造形学部の通信教育課程は、生涯教育と専門家のためのリカレント教育との2種のニーズに応えるという明確な方針に即して、制度・教育方法・内容などよく準備され、整えられている。また通信授業および面接授業以外に、遠隔授業を実施していることが注目される。ウェブページ利用も進んでおり、通信教育にふさわしい方法を積極的に模索している。この他マルチメディア教育にも積極的に取り組んでいることが、特

記される。なお、問題点として2年次、4年次における留年者数が多いことが上げられる。

3 学生の受け入れ

学生受け入れに関する独立した方針は明示されていないが、学部や大学院の教育目的を反映させた入学者選抜を実施している。入試委員会などの運営組織、選抜方法や入試科目の設定、公正・厳正な選抜体制の堅持、学外への広報活動など、いずれも適正に整えられている。公募推薦入試の実施、合否判定基準の公表、試験成績の受験生への開示、入学試験科目に数学・小論文を課すなど、独自の取り組みも行われている。学部における過去5年の入学定員に対する入学者数比率も、また収容定員に対する在籍学生数比率も適正である。ただし、編入学生の受け入れについては、不適切な点が残る。また大学院では、収容定員に対する在籍学生数比率に問題がある。

4 学生生活

学生が学修に専念出来るような学生生活上の諸条件については、一定の配慮がなされている。大学独自の奨学金や褒賞の制度があって、経済面での学生への支援が図られ、実績を上げている。留学生へのサポート体制も整っている。また、保健室や学生相談室を設置し、学生の心身のトラブルへの対応が図られている。セクシュアル・ハラスメント防止については一定の対策が講じられているが、さらに視野を広げたハラスメント対策が望まれる。就職指導については、専門部署や委員会が設けられ、印刷資料やガイダンスを活かした対応がなされているが、卒業生の進路追跡調査などは不十分である。

5 研究環境

大学の理念・目的における研究活動の位置づけは明らかでないが、研究活動は活発で、量・質ともども相当の成果が上がっている。研究環境面でも、「出版助成」「展覧会助成制度」、研究室の個室化、海外などを含む研修機会の保障、研究費・旅費などの保障、など整備されている。ただし、個人研究費の使用による使途報告や研究活動に関する報告の義務づけがなされていないことから、制度的整備にむけた改善が望まれる。また、競争的外部資金として、特に科学研究費補助金申請件数は少ないことも今後の課題である。

6 社会貢献

社会貢献の面では、社会との連携や交流に配慮した積極的な活動を推進している。野外アートフェスティバルなど、学生の課外活動による貢献も目立ち、多くの社会貢

献関連事業を幅広く展開している。

公開講座では、受講者数が少なく受講後の満足度も低い講座があったが、近年改善された。公開講座については、今後もさらなる充実が望まれる。

7 教員組織

大学の理念・目的に即した教員組織が編成されており、大学設置基準に定められた必要な専任教員数は確保されている。助手、教務補助員、ティーチング・アシスタント（TA）などによる、教育補助のための人的支援体制が確立されている。教育の質を担保する観点からすると、専任教員1人あたりの学生数が多過ぎる学科がある点、専任教員の年齢構成においてバランスを欠く点は、問題である。

教員の任免、昇格に係る基準・手続きは「学校法人武蔵野美術大学教員採用基準」および「専任教員の昇任に関する基準」などで定められているが、各「基準」中の「すぐれた業績」という基準は、曖昧性を残している。また、教員の採用人事の透明性・厳正さの確保においても適正化に向けた努力が必要である。

さらに、大学院博士後期課程においては、教員配置における研究指導担当と研究指導補助担当の区分、教育指導体制のあり方などに問題がある。

8 事務組織

大学の教育・研究活動を支援するための事務組織が編成されており、また大学運営を経営面から支える法人事務部も設置されている。組織構成としては、連携協力体制の構造を有しているが、二部長制における事務部長と教員部長との連携、「法人・大学業務調整会議」の機能の向上などの問題については、検討中とのことであり、成果を期待する。事務職員に「全学研修会」など研修機会を与える制度は備わっているが、より利用頻度を上げ、専門性を高めるなど有効に活用していくための対策が望まれる。

9 施設・設備

校地・校舎面積は、大学設置基準を上回っている。工房、アトリエ、コンピュータ演習室などの固有の施設も充実しており、情報処理機器などの設備も整っている。施設・設備の維持・管理に対する責任体制も確立されており、廃棄物管理や騒音対策など、環境に配慮した取り組みも行われている。ただし、施設の増大や老朽化により、安全や衛生面での対応が追いついていない状況やバリアフリーへの取り組みも十分とはいえないので、一層の改善に向けた努力が望まれる。

10 図書・電子媒体等

「美術資料図書館」による図書や学術資料の収蔵管理は極めて充実している。国立情報学研究所のGeNiiに対応したデータベース作り、広範な図書情報ネットワーク対応の取り組みも行われている。夜間や休日にも開館されており、学生の学修に役立つよう配慮している。ただし、現時点では、閲覧席座席数が不足しており、図書の利用については地域への開放も十分には実施されていない。近々新棟建設を計画しているので、改善に期待する。なお、「美術資料図書館」は、年間約10本の展覧会を企画・開催して学外者へも公開しており、この点は独自の活動であり特徴と言える。

11 管理運営

管理運営における教授会、学長室会議、理事会などの諸機関の役割、機能の分担は明確であり、それぞれ明文化された規程により適切に運営されている。また学長の選任や解任に係る規則も「武蔵野美術大学学長に関する規則」として明確に定められている。ただし、学部に関する校務の責任体制、大学院の管理運営に関する諸規則の整備状況には改善が必要である。

12 財務

1999（平成11）年度の造形学部新2学科の設置と2002（平成14）年の4年制通信教育課程の設置により、財務内容の改善が図られている。また、2004（平成16）年度から6年間の施設充実計画が立案され、同施設整備計画も最終段階に入っている。

このような計画の中で、借入金もなく、帰属収入に対する翌年度繰越消費収支は収入超過で、かつ要積立額に対する金融資産の充足率も十分であり極めて良好な財務内容である。

補助金比率が若干高まっているものの、帰属収入に占める学生生徒等納付金の割合が高く、引き続き、補助金、寄付金などの獲得努力と収入構造の多様化に向けた施策が望まれる。

なお、監事および監査法人による監査は適切に行われており、監事による監査報告書には、学校法人の財産および業務執行に関する監査の状況が適切に示されている。

13 情報公開・説明責任

情報公開や説明責任の履行については対応が不十分である。財務状況についてはかなり詳しい説明を加えたうえでホームページでも公開しているが、自己点検・評価の結果などについては、つい最近まで配布の範囲が限られた印刷物のみの公開で、不十分であった。2004（平成16）・2005（平成17）年度を対象とした『自己点検・評価報告書』が、2008（平成20）年9月にホームページに掲載されたが、公開に対する姿勢

には一考を要する。その他一般の情報公開に関する対策検討も進んでいない。情報公開請求への対応マニュアルなども未整備であるので、整備に向けた努力が求められる。

財務情報の公開については、財務主要計算書に解説を付し、『学報』にあつては法人役員、教職員を対象に、また学内広報誌『MAU n e w s』にあつては法人役員、教職員に加え在学学生、保護者、卒業生に配布されている。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 造形研究科博士後期課程では、留学生が論文を執筆する際に、日本語指導を特別に行う体制を整えていることは評価できる。

(2) 教育研究交流

- 1) 造形学部では、国際交流に関する活動への積極的な取り組みは、高く評価できる。提携校は18校、私費・国費留学生をあわせて年間約70名、外国人研究員制度による、海外からの研究者の受け入れはこれまでに20名と多数に上る。またパリにアトリエを所有し、毎年2名の研究生を派遣し、1年間のアトリエ貸与と研究費の助成が行われていることが特筆される。

(3) 通信制大学・大学院等

- 1) 造形学部通信教育課程は、生涯教育と専門家のためのリカレント教育を教育目標として明確に挙げ、200科目近い多数の授業科目設定やスクーリング実施状況の適切性・教科書の充実などの点で、優れた内容を備えており、高く評価出来る。またウェブページの導入(193科目中35科目が利用)・マルチメディア教材開発(学生にDVD配布やコンテンツ配信を行う)を積極的に行っている。さらに「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」の採択課題である「美術・デザイン教育のための知識モジュール群の開発」は、現代にふさわしい試みである。

2 社会貢献

- 1) 小平市などの自治体と連携した教育・研究活動、現代GP活用の学内外連携事業、企業などとの共同研究の実施、公開講座などを通じての市民への学習機会の提供など、幅広い事業展開は評価できる。現代GPに採択された「いわむろ

のみらい創生プロジェクト」や、長年継続し地域になじんでいる「野外アートフェスティバル」などは、特に優れた事業といえる。

3 図書・電子媒体等

- 1) 「美術資料図書館」が図書館と博物館を兼ねた施設という性格は、ユニークで興味深い。美術デザイン系に特化した内外の専門書を中心とする 240,000 冊の蔵書、定期購入する各種雑誌 4,000 種、視聴覚資料収蔵 10,700 点、展覧会図録など 45,000 冊、多岐にわたる貴重書コレクション計 16,000 点、図書以外の美術資料コレクション 26,000 点、民俗資料コレクション 90,000 点など、豊かな資料収蔵は芸術系大学の図書館としては群を抜いている。

二 助 言

1 理念・目的

- 1) 大学の基本理念、建学の精神については、高等教育機関として適切な目的を設定するための判断のよりどころとして明文化がなされていない。これは大学の諸機関・諸活動の目標設定や点検・評価の基軸に関わることであり、早急の対応が望まれる。
- 2) 研究科または専攻ごとに、人材養成に関する目的や教育研究上の目的などについて学則などに定め公表することになっており、造形研究科ではこの点に関する対応が不十分なので、改善が望まれる。

2 教育研究組織

- 1) 全組織を総合的・歴史的な見地から捉え、その全体や各部局のあり方や相互関係について整理・把握が十分ではないので、大学の理念・目的に照らし、教育研究活動の位置づけなど、各部局の独自性や機能、長所、不備・改善点の検証など、改善が望まれる。

3 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 造形研究科修士課程では、課程全体としての教育目標とコースごとの目標との関係の検討、また目標と具体的授業科目編成の整合の実現性についての検討が遅れており、改善が望まれる。

(2) 教育方法等

- 1) 造形学部では、授業評価の統一的な実施や、学生が教員に相談できる体制を設けるなど、教育方法や教育上の効果の向上につながる組織的な取り組みが望まれる。
- 2) 造形学部では、作品の展示や教員の口頭指導のみならず、より標準化された成績評価基準を工夫して開発し、あらかじめ学生に明示する必要がある。
- 3) 造形研究科では、全授業科目を対象とした学生による授業評価が実施されていないため、研究科のFD活動として教育・研究の指導方法の改善に結びつくことにもならないので、組織として取り組むことが望まれる。
- 4) 造形研究科では、シラバスの記載に精粗があるので改善が望まれる。また、成績判定基準について記載し、あらかじめ学生に明示することが必要である。

(3) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 造形研究科では、学位授与にあたって行われる作品審査、論文審査の合格判定基準を課程ごとにより明確にし、学生に明示する必要がある。

4 学生の受け入れ

- 1) 造形研究科修士課程における収容定員に対する在籍学生数比率が、美術系大学院としては1.84と高いので、研究指導の質を実質的に担保する観点から改善が望まれる。

5 研究環境

- 1) 科学研究費補助金への申請は、美術系大学としての特殊性を考慮しても少ないので、改善が望まれる。
- 2) 個人研究費の使用による研究成果などの実績報告の提出を、全専任教員に義務化するなどの制度的整備が行われていないことは問題であり、改善が望まれる。
- 3) 個人研究費については、使途に関する報告書と併せて証憑書類を提出させるなど、研究費としての適正な執行を担保するための方策を講じることが望まれる。

6 教員組織

- 1) 専任教員の年齢構成において、51～60歳が35.5%、61歳以上が38.3%で、若手教員の割合が少なすぎるので、全体のバランスを保つよう改善にむけた努力が望まれる。
- 2) 教員の募集・任免・昇格については、「すぐれた業績」という基準では業績審査基準としては曖昧で具体性に欠け適当でないので、改善が望まれる。

7 事務組織

- 1) 「全学研修会」「国内外研修」「自己啓発研修」など、事務職員の研修機会は設けられているが、その活用の度合いが低く、実効性が弱いという点は、改善が望まれる。

8 施設・設備

- 1) バリアフリーについての総合的な検討組織がなく、この面での取り組みは遅れている。旧来の建物についてもバリアフリー対策は必須であり、対応が求められる。

9 図書・電子媒体等

- 1) 美術資料図書館では、学生収容定員に対する閲覧席座席数の割合が5%でかなり不足している状況なので改善が望まれる。

10 管理運営

- 1) 造形学部については、基本組織としての独立性を確保するにあたって責任体制の明確化が望まれる。また、大学学則は、大学全体に関わる総則であることに鑑み、大学全体、学部、大学院との組織的整合性の観点から、相互関係を明瞭にした整備が望まれる。
- 2) 大学院では管理運営に関する諸規則、内規などの体系的な成文化が遅れている。個々の規則などの内容吟味も含め、早急に成文化することが望ましい。

11 点検・評価

- 1) 点検・評価の結果を改善・改革に結びつけていく、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを前提とした制度システムの整備という点では、まだ不十分である。評価結果から実効ある改善・改革を導くための具体的な道筋やシステムを組織として明確にしていくことが求められる。

12 情報公開・説明責任

- 1) 自己点検・評価の結果について公開することは、経年的・継続的な活動内容について社会に対して報告することであるから、公開の意図や方針なども説明を付した形で明示されるべきである。情報公開に対する大学としての姿勢に改善が望まれる。
- 2) 情報公開については、対社会的な説明責任の観点を踏まえた対策が出来ていない。大学が、どのような情報を、何のために、どのように、いつ公開すべきか

を検討・決定する仕組みが確立されていないことは問題で、改善を要する。

三 勸 告

1 教育内容・方法

(1) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 大学院における研究指導の資格審査を実質的に受けていない学部教員を、博士論文審査委員とすることを制度上可能としている現状は、是正されたい。

2 教員組織

- 1) 大学院博士後期課程における学位の質保証の観点から、研究指導資格の有無に関する明確な審査基準を整備し、適正に研究指導教員の判定を行うよう、是正されたい。

以 上

「武蔵野美術大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2008（平成20）年1月15日付文書にて、2008（平成20）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（武蔵野美術大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は武蔵野美術大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月1日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月9日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「武蔵野美術大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2012（平成24）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

武蔵野美術大学資料1—武蔵野美術大学提出資料一覧

武蔵野美術大学資料2—武蔵野美術大学に対する大学評価のスケジュール

武蔵野美術大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	武蔵野美術大学平成19年度学生募集要項造形学部一般入学試験 武蔵野美術大学平成19年度公募制推薦入学試験学生募集要項 武蔵野美術大学平成19年度学生募集要項 造形学部3年次編入 武蔵野美術大学平成19年度造形学部通信教育課程 学生募集要項 武蔵野美術大学平成19年度学生募集要項大学院造形研究科修士課程 武蔵野美術大学平成19年度学生募集要項大学院造形研究科博士後期課程
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	武蔵野美術大学大学案内2007 武蔵野美術大学造形学部学科紹介2007 平成19年度武蔵野美術大学大学院案内 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程入学案内2007 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程開設科目2007
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役に立つもの	2007年度武蔵野美術大学科目履修ガイドブック 共通 2007年度武蔵野美術大学科目履修ガイドブック 学科別Ⅰ 2007年度武蔵野美術大学科目履修ガイドブック 学科別Ⅱ 2007年度武蔵野美術大学科目履修ガイドブック 学科別Ⅲ 2007年度武蔵野美術大学大学院造形研究科 履修要項 2007年度履修登録の手引き 2007年度履修登録マニュアル 平成19年度武蔵野美術大学造形学部通信教育課程 シラバス 平成19年度武蔵野美術大学造形学部通信教育課程 履修登録の手引き
(4) 学部、学科、大学院研究科等の年間授業時間割	2007年度(前期・通年)講義科目教室配当表【改定】 2007年度(後期・通年)講義科目教室配当表【改定】 2007年度造形学部通信教育課程 面接授業日程表 2007年度大学院 時間割
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規則、大学院研究科規程等	武蔵野美術大学学則 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程 武蔵野美術大学大学院規則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	武蔵野美術大学造形学部教授会規則 武蔵野美術大学教務学生生活委員会規則 武蔵野美術大学通信教育課程教務委員会規則 武蔵野美術大学大学院研究科委員会規則 武蔵野美術大学大学院研究科博士後期課程運営委員会規則
(7) 教員人事関係規程等	武蔵野美術大学主任教授規則 武蔵野美術大学名誉教授規則 武蔵野美術大学大学院研究科博士後期課程課程長規則 武蔵野美術大学通信教育課程課程長規則 武蔵野美術大学勤務特例教員規則 武蔵野美術大学特別任用専任教員規則 学校法人武蔵野美術大学客員教授規則 客員教授任用内規 学校法人武蔵野美術大学教員採用基準 専任教員の昇任に関する基準

資料の種類	資料の名称
(8) 学長選出・罷免関係規程	武蔵野美術大学学長に関する規則 学長候補者選出規則 学長候補者選出規則施行細則 学長解任請求投票規則 学長解任請求投票規則施行細則
(9) 自己点検・評価関係規程等	学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則
(10) ハラスメントの防止に関する規程	学校法人武蔵野美術大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則
(11) 規程集	学校法人武蔵野美術大学規約集
その他の規程	武蔵野美術大学入学試験委員会規則 武蔵野美術大学研究紀要編集委員会規則 学校法人武蔵野美術大学学務事務組織規則 学校法人武蔵野美術大学個人情報保護規則 学校法人武蔵野美術大学個人情報保護基本方針(プライバシーポリシー) 通信教育課程個人情報保護取扱要領 武蔵野美術大学共同研究助成取扱基準 学校法人武蔵野美術大学災害等管理規則 武蔵野美術大学ティーチング・アシスタント規則 武蔵野美術大学医薬用外毒物劇物危害防止規則 学校法人武蔵野美術大学産官学共同研究規則 学校法人武蔵野美術大学事務系職員人事規則 学校法人武蔵野美術大学事務系職員教育研修規則 学校法人武蔵野美術大学事務系職員国内外研修補助規則 学校法人武蔵野美術大学服務規則 学校法人武蔵野美術大学助手規則 学校法人武蔵野美術大学教務補助員規則 学校法人武蔵野美術大学研究調査出張補助基準 武蔵野美術大学美術資料図書館利用細則
(12) 寄附行為	学校法人武蔵野美術大学寄附行為
(13) 理事会名簿	学校法人武蔵野美術大学 理事会名簿
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	平成16・17年度武蔵野美術大学自己点検・評価報告書 平成18・19年度学生授業評価アンケート実施結果集計表 平成18年度通信教育課程学生授業評価アンケート実施結果集計表
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	なし
(16) 図書館利用ガイド集	図書館利用ガイド
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン 2007年度改訂版相談の手引き 武蔵野美術大学学生生活ハンドブック2007 平成19年度武蔵野美術大学造形学部通信教育課程学生生活ハンドブック
(18) 就職指導に関するパンフレット	就職ガイドブック&資料集
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室から
(20) 財務関係書類	計算報告書(平成14～19年度)(各種内訳表、明細表を含む) 監事監査報告書(平成14～19年度) 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成14年度～19年度) 財政公開状況を具体的に示す資料 (武蔵野美術大学ホームページURLおよび写し)

武蔵野美術大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月15日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第4回大学評価委員会の開催（平成20年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月11日	臨時理事会の開催（平成20年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月7日	第5回大学評価委員会の開催（法令改正への対応、「平成19年度大学評価における合意事項」の取り扱いの検討）
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月12日 ～24日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬 ～7月上旬 ～7月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成 分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月1日	第2回大学財務評価分科会の開催
	8月19日	大学評価分科会第25群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月9日	鷹の台キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月10日 ～11日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月23日 ～24日	第3回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日 ～7日	第6回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2009年	2月7日 ～8日	第7回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月19日	第451回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月12日	第101回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）